

千葉県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年6月9日

千葉市長 神谷俊一

施術者		施術所		指定年月日
氏名	住所	名称	所在地	
増田 健	(省略)	訪問マッサージ KEiROW 稲毛区中央ステーション	千葉市稲毛区 稲毛東 3-5-16-101	令和5年5月1日
橋本 律子	(省略)	株式会社 OHIZUMI イェクルマッサージ世田谷営業所	東京都世田谷区 成城 2-33-3 佐藤ハイツ 102号室	令和5年5月1日
小川 富士雄	(省略)	MassAge 治療院 検見川	千葉市花見川区 浪花町 11-15 MK ハイツ II 303	令和5年5月1日